

# 第14章

## 文部科学省改革，及び 行政改革・政策評価等の推進

## 総論

政府は、平成25年1月、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、全閣僚を構成員とする「行政改革推進本部」を設置しました。政府全体で各種の行政改革を進めている中で、文部科学省も業務・予算の一層の効率化や効果的な運用を進めています。

また、効果的かつ効率的な行政の推進に当たっては、既存の政策の効果やその後の社会経済情勢の変化に対応しながら、自らの政策を積極的に見直す姿勢が求められます。文部科学省は、政策評価制度と独立行政法人評価制度を通じて、個々の政策や独立行政法人の業務の必要性・有効性・効率性等を客観的かつ厳格に評価し、その結果を踏まえた見直しを行ってきました。この見直しを引き続き進めていくことによって、行政における企画・立案(Plan)、実施(Do)に加え、業績の測定・評価(Check)、その結果を踏まえた次の企画・立案への反映(Action)という循環型の行政管理(PDCAサイクル)の推進、活用を目指しています。政策評価と独立行政法人評価の結果については、随時ウェブサイト等で公表することによって国民への説明責任を果たすことに努めています\*1。

なお、文部科学省が所管する教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術の各分野の政策は、財政状況に対応して伸縮し難い面を持つとともに、その成果の発現が中長期にわたることなどを踏まえて、評価を実施していく必要があります。

加えて、現在、文部科学省は、一連の不祥事により失われた信頼を回復する途上にあることから、平成31年3月に策定した「文部科学省創生実行計画」に基づき、国民に信頼される新しい文部科学省の創生に向け、文部科学省改革を進めています。

## 第1節 新しい文部科学省の創生に向けた省改革の取組

文部科学省では、一連の不祥事を真摯に受け止めた上で、今一度与えられた使命を見つめ直し、不祥事の原因を組織の文化・風土の問題に遡って究明するとともに、国民に信頼される新しい文部科学省の在り方とその実行方策を検討するため、職員の自発的意思により平成30年8月に設置された「文部科学省未来検討タスクフォース」での議論・報告を踏まえつつ、同年11月から、文部科学大臣を本部長とし、外部有識者及び幹部職員を構成員とした「文部科学省創生実行本部」を開催し、31年3月に「文部科学省創生実行計画」を取りまとめました。(図表2-14-1参照)

本計画に基づいた取組を継続的かつ着実に実行するため、平成31年3月に省改革及びコンプライアンスの推進を担う専属組織として事務次官の下に「省改革推進・コンプライアンス室」を設置するとともに、文部科学大臣を本部長とする「文部科学省改革実行本部」を設置し、定期的に進捗状況を確認しながら、コンプライアンスの強化や組織風土の改善、文部科学省を担う人材の強化、現場に根差した政策立案機能の強化、広報機能の強化、業務改善の徹底などの取組を着実に進めているところです。

コンプライアンスの強化においては、令和元年5月から、弁護士等の外部有識者からなる「コンプライアンスチーム」を開催し、第三者の目も入れて不祥事を防止する内部統制環境

\*1 政策評価・独立行政法人評価については参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/hyouka/](http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/)

を整備するとともに、職員を対象とした、再就職等規制や国家公務員倫理等を含めたコンプライアンス全般に関する研修を実施しています。

このほか、採用区分等にとらわれない、資質・能力・適性に応じた人事配置の徹底、政策立案機能の強化に向けた産学官民の現場で活躍する幅広い人材との政策対話の実施、ホームページやSNS等を活用した積極的な情報発信、事務次官を議長とする「業務改善実行会議」の創設といった業務改善推進に向けた体制整備など、組織風土の改善等に向けた取組を進めています。

今後ともこれらの取組を進めることで、組織風土改革・職員の意識変革を成し遂げ、国民の信頼回復に努めつつ、我が国の将来を担う「人づくり」をはじめとした諸課題の解決・推進に取り組んでまいります。

図表 2-14-1 文部科学省創生実行計画 概要

文部科学省創生実行計画概要		平成31年3月29日 文部科学大臣決定
<b>1. 経緯</b>		
一連の不祥事を受け、「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」の調査報告(平成30年10月等)、「文部科学省未来検討タスクフォース」の提言(平成30年12月)等を真摯に受け止め、「文部科学省創生実行本部」(平成30年10月30日より開催)において全省的に更なる検討を加え、本実行計画を取りまとめ。 <b>(参考) 文部科学省創生実行本部 構成員</b> 大臣<本部長>、榎谷隆夫氏、菊地敦子氏、城山英明氏、富山和彦氏、牧野光朗氏、山田秀雄氏、事務次官、文部科学審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官		
<b>2. 変革すべき組織風土と今後の方向性</b>		<b>3. 文部科学省創生の在り方 (基本方針と行動指針)</b>
<b>&lt;変革すべき組織風土&gt;</b> (1)法令遵守の精神、社会的影響力の自覚の欠如 (2)健全な政策形成・実行を阻害する内向きの思考様式 (3)硬直的な人事慣行や組織体制、縦割り意識 (4)幹部のリーダーシップ、実効的なガバナンス体制の不備	<b>&lt;今後の方向性&gt;</b> 公益の追求、法令遵守、当事者意識 現場主義、スピード感、不断の内省と自己研鑽、風通しの良さ 意欲・能力本位、一体性の確保 幹部の意識改革、ガバナンス強化	
<b>4. 創生に向けた主な具体的取組</b>		
<b>(1) 組織風土改革及び組織体制・ガバナンスの強化</b> ○不祥事を防止する内部統制環境の整備 ・コンプライアンス推進の専属組織(省改革推進・コンプライアンス室)の設置 ・外部有識者からなるコンプライアンスチームの設置 ○幹部のリーダーシップの確立 ・幹部自身の業務運営上の方針の策定・周知 ○自由闊達な組織文化の確立 等	<b>(2) 文部科学省を担う人材の強化(人材育成・採用・配置等の改革)</b> ○文部科学省における人事の改革 ○国立大学法人との人事交流の改革 ○「人材育成の基本的な考え方(仮称)」の策定 ○職位ごとに求められる能力(コンピテンシー)の策定・運用 ○国家公務員倫理規程の遵守・徹底のための取組の充実 ○国家公務員としての基礎能力、政策立案能力、マネジメント能力の向上を目指した研修の充実 等	<b>(3) 現場に根差した政策立案機能の強化</b> ○若手のうちからの多様な業務(法令・予算・企画等)のバランス良い経験 ○「提案型政策形成(仮称)」の導入 ○「省内公募ポスト」の導入 ○省内公募人員の参画による業務の改善 ○政策の企画・立案及び実施の各プロセスにおける現場との政策対話の促進 等
		<b>(4) 広報機能の強化</b> ○組織的な広報活動に向けた省内体制の整備 ○国民の理解につながる広報の拡充 ○職員の広報意識とスキルの向上 等
		<b>(5) 業務改善の徹底</b> ○業務改善の推進体制の整備と取組の徹底 ・事務次官を議長とする「業務改善実行会議(仮称)」の創設 等
<b>5. 取組の実行性の確保</b>		
○大臣を本部長、省内幹部等を構成員とする「 <b>文部科学省改革実行本部</b> 」を新たに設置し、アウトプット(結果)だけではなくアウトカム(成果)に基づく取組効果の検証を行い、必要に応じ、取組の支援や追加的な取組について検討を行う等、不断の改革を継続的かつ着実に推進。 ○新たに設置する <b>省改革推進・コンプライアンス室</b> において、事務次官直属の下で、文部科学省改革実行本部の事務局を担うとともに、省改革全体を俯瞰する立場から関係課の取組に対し報告・指示したり、計画実行の推進方策や更なる改革方針について文部科学省改革実行本部に提案。		

## 第2節 行政改革等の推進

### 1 地方分権改革

地方分権改革については、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入していますが、地方公共団体に対する事務・権限の委譲等を更に推進するため、政府において、令和元年12月に「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(元年12月23日閣議決定)が策定されました。この閣議決定を受けて、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大が図られています。

## 2 国家戦略特区

国家戦略特区とは、経済社会の構造改革を重点的に推進することによって産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を推進する観点から、国が定めた区域において、規制改革等の施策を総合的・集中的に推進する制度です。

文部科学省関係では、公立学校の管理を民間に委託することを可能とする学校教育法の特例や、国際的な医療人材育成のための医学部新設に関する特例告示、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するために1校に限り獣医学部を新設することを可能にする特例告示があります。

## 3 構造改革特区

構造改革特区とは、地域で設定した区域において、各地域の特性に応じて規制の特例措置の適用を受けて、様々な分野における構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図り、国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とした制度です。

文部科学省関係では、特例措置として実施された事業のうち、各特区にとどめることなく全国展開などの措置を行ったものは25件あります（令和2年3月現在）。

# 第3節 政策推進・評価

## 1 政策推進のための新たな取組

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、エビデンスの活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要です。そのため、政府全体で、証拠に基づく政策立案（Evidence-based Policymaking（EBPM））が推進されています。文部科学省では、省内の関係部署の連携体制を構築し、EBPMの試行的実践に取り組んでいます。今後も、省内における実践事例の創出を進めるとともに、職員の能力向上のための研修等を実施し、EBPM的手法を活用することで政策の質の向上に取り組んでいきます。また、政府全体として、統計の点検検証が行われており、文部科学省においても、所管する基幹統計及び一般統計に関する点検を行いました。これらの結果も踏まえ、統計調査を適切に実施するとともに、データの利活用促進といった観点からEBPMに資する取組を進めていくこととしています。

社会課題が複雑化・多様化する中で、政策の企画・立案には、これまで以上に産学官民の課題に関係する者（ステークホルダー）と連携しながら共創・協働していく姿勢が求められています。このような背景を踏まえ、文部科学省の政策立案機能（事業設計含む）の向上のための取組として、「対話型政策形成」（政策の企画立案及び実施の各過程において、ステークホルダーとの対話を通じて政策形成を行う取組）を推進しています。

文部科学省に平成24年に設置した「科学技術改革タスクフォース戦略室」では、毎年、政務三役が主導する科学技術基本施策の検討・実現に向けた調査・企画等を様々なアプローチで実施しています。令和元年度においては、特に「官民協働」をテーマに、文部科学省の有志職員が、産学官の幅広い有識者と対話を深め、それぞれの所属や所掌を超えた自由な発想で政策を議論・提案しました。具体的には、①民間事業者が行う優れた研究支援サービスを文部科学省が認定することにより、研究者の研究環境を向上させ、日本の科学技術イノ

バージョンの推進等を支援，②コミュニティやスタートアップ・事業化支援等が充実している民間の研究・インキュベーション拠点を活用することにより，社会に価値を提供し民間資金を獲得しながら研究を進める研究者（テクノプレナー）モデルを育成，といった取組が提案されました。これらの提案については，その趣旨を踏まえつつ，文部科学省の施策として元年以降の施策反映に向けた検討を進めているところです。



政策対話の様子

さらに、「今後の文部科学省の在り方を考えるタスクフォース報告（平成29年7月21日）」において，戦略として掲げられている政策立案機能の強化のためには，文部科学省職員には，既存の思考にとらわれることなく，様々な立場の方との対話を通じて，社会の理解を得ながら政策の企画立案や実施に取り組む姿勢・能力が求められています。これらの姿勢・能力を醸成する機会を提供するため，「政策立案教養研修（Driving MEXT Project）」を実施しています。未来社会における学校の役割や，子供の貧困問題など様々なテーマについて，試行的に民間企業とのワークショップ，外部有識者による講演会や勉強会などを行いました。

加えて，「文部科学省創生実行計画（平成31年3月29日）」に基づき，職員の政策立案能力の向上と文部科学施策の充実を図る取組の一環として「提案型政策形成」を実施しています。本取組では，文部科学行政に関する柔軟で創造的な発想での政策形成を図るため，職員から政策の提案を幅広く募集し，現場に根差した政策立案機能の強化を図る観点から，省外の様々なステークホルダーとの対話を通じて提案内容の練り上げを行います。令和元年度においては，先行実施と本格実施



政策立案教養研修の様子

の計2回の提案募集を行いました。先行実施では，特に緊急性の高いAI等の先端技術の文部科学施策への活用方策等をテーマに政策の提案を募集し，8件の応募がありました。そのうち2件の提案について，施策の具体化に向けた検討を重ね，「AIを利用した文化財建造物見守りシステム」について，2年度から実施しています。また，本格実施では，文部科学施策に資する多様な政策の提案を募集し，32件の応募がありました。現在，そのうち5件の提案について具体的な実施に向けた検討を進めています。

政策立案機能を強化するため，今後も省内外の方々の協力を得ながら，一層の取組を進めてまいります。

## 2 政策評価の実施

文部科学省においては，政策評価に関する中長期的な計画である「文部科学省政策評価基本計画」と年度ごとの実施計画である「文部科学省政策評価実施計画」を策定しており，これらに基づいて政策評価を実施しています。また，「文部科学省の使命と政策目標」（以下「政策体系」という。）を定め，政策の体系を明らかにしています（[図表2-14-2](#)）。

政策評価制度では，政策を実施する者が自ら評価を行うことが基本とされていますが，客

観性及び厳格性を確保するため、学識経験者などを構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、目標・指標の設定等について助言を得ています。

### (1) 事前評価の実施

以下の三つの事項について、必要性・有効性・効率性等の観点で事前評価を行っています。

#### ① 予算要求を行う事項

令和2年度概算要求では、10億円以上の新規の研究開発事業及び拡充部分に10億円以上の新規性を含む研究開発事業の計6事業を対象に、事前評価を実施しました。

#### ② 規制の新設・改廃を行う事項

令和元年度は、法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又は義務を課する作用）を新設又は改廃するもの3件を対象に、事前評価を実施しました。

#### ③ 税制改正要望を行う事項

令和2年度税制改正要望を行おうとするもののうち、法人税・法人事業税・法人住民税に関する租税特別措置・税負担軽減措置の要望を行うもの2件を対象に、事前評価を実施しました。

### (2) 事後評価の実施

以下の三つの事項について、必要性・有効性・効率性等の観点で事後評価を行っています。

#### ① 目標管理型の政策評価を行う事項

目標管理型の政策評価とは、あらかじめ設定された目標の達成度合い等について評価を行うもので、5年を目安に各施策について事後評価を実施しています。

令和元年度は、「文部科学省の使命と政策目標」(図表2-14-2)に掲げる全42の施策目標のうち、10の施策目標の平成30年度までの実績について、事後評価を実施し、「文部科学省事後評価書(平成30年度実績)」(令和元年8月31日)としてとりまとめました。

#### ② 規制の新設・改廃を行った事項

規制の新設・改廃を行う際の事前評価において定めた時期を踏まえて事後評価を行っています。令和元年度は2件実施しました。

#### ③ 税制改正を行った事項

事前評価を実施した税制改正要望については、要望ごとに5年後をめどとして事後評価を実施しています。令和元年度は、該当するものがなく実施していません。

図表 2-14-2 文部科学省の使命と政策目標

**文部科学省の使命**

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化・スポーツ立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

**政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進**

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。

- 施策目標 1-1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進
- 施策目標 1-2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化
- 施策目標 1-3 魅力ある教育人材の養成・確保
- 施策目標 1-4 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上
- 施策目標 1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進

**政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり**

子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。

- 施策目標 2-1 確かな学力の育成
- 施策目標 2-2 豊かな心の育成
- 施策目標 2-3 健やかな体の育成
- 施策目標 2-4 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標 2-5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標 2-6 教育機会の確保のための支援づくり
- 施策目標 2-7 幼児教育の振興
- 施策目標 2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

**政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上**

全国全ての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。

- 施策目標 3-1 義務教育に必要な教職員の確保

**政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興**

「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。

- 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

**政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進**

学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

- 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

**政策目標 6 私学の振興**

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

- 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

**政策目標 7 イノベーション創出に向けたシステム改革**

オープンイノベーションを推進する仕組みを強化するとともに、社会との多様なステークホルダーとの共創を通じて、イノベーション創出を促すシステム構築を図る。

- 施策目標 7-1 産学官における人材・知・資金の好循環システムの構築
- 施策目標 7-2 科学技術の国際活動の戦略的推進
- 施策目標 7-3 科学技術イノベーションの創出機能と社会との関係の強化

**政策目標 8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化**

科学技術イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基盤を強化する。

- 施策目標 8-1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- 施策目標 8-2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進
- 施策目標 8-3 研究開発活動を支える研究基盤の戦略的強化

**政策目標 9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応**

「超スマート社会」を世界に先駆けて実現するための取組を強化するとともに、国内外で顕在化している重要政策課題に対応する研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。

- 施策目標 9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化
- 施策目標 9-2 環境・エネルギーに関する課題への対応
- 施策目標 9-3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応
- 施策目標 9-4 安全・安心の確保に関する課題への対応
- 施策目標 9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進

**政策目標 10 原子力事故による被害者の救済**

原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。

- 施策目標 10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
- 施策目標 10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

**政策目標 11 スポーツの振興**

世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

- 施策目標 11-1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- 施策目標 11-3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- 施策目標 11-4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

**政策目標 12 文化芸術の振興**

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

- 施策目標 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実
- 施策目標 12-2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現
- 施策目標 12-3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現
- 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成

**政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進**

人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。

- 施策目標 13-1 国際交流の推進
- 施策目標 13-2 国際協力の推進

### 3 政策評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、予算要求や法令による制度の新設・改廃等の政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されることが重要です。文部科学省では、令和元年度に行われた政策評価の結果が、どのように政策に反映されたかについて、2年4月に「政策評価の結果の政策への反映状況（令和元年度）」として公表しました。

## 第4節 独立行政法人評価

### 1 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、平成13年の中央省庁等改革の一環として、国の政策を効果的・効率的に実現することを目的として創設された機関です。文部科学省所管の独立行政法人は、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術といった各分野の政策目標を達成する上で極めて重要な役割を担っています。

「独立行政法人通則法」（以下、「通則法」という。）においては、独立行政法人のうち、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人を「中期目標管理法人」、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展、そのほかの公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人を「国立研究開発法人」としています。各独立行政法人の主務大臣は、業務の質の向上や法人運営の透明性の確保のために、通則法等に基づき、中（長）期目標の策定・指示、中（長）期計画の認可、業務の実績に関する評価、業務及び組織の全般にわたる見直し等を行います。主務大臣は、中（長）期目標の策定においては、総務省の「独立行政法人評価制度委員会」の意見を聴かなければならず、業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる見直しにおいては、同委員会に通知することとなっています。また、国立研究開発法人については、これらに加えて、同委員会への意見聴取及び通知に際し、研究開発に関する審議会（文部科学省においては、「国立研究開発法人審議会」）の意見を聴かなければならないこととなっています。さらに、主務大臣は評価の結果に基づき、必要があると認める場合には、当該独立行政法人に対する業務運営の改善そのほかの勧告を行います。

これによって、主務大臣の下での一貫したPDCAサイクルが確立され、独立行政法人の政策実施機能が最大限発揮されることとなります。

### 2 独立行政法人評価の実施（図表 2-14-3）

文部科学省では、所管又は共管の24法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む。）の業務について、以下の4種類の評価を実施しています。

- ①毎年度所管の全法人に対して実施する、年度の業務実績に関する評価（年度評価）
- ②中長期目標期間の途中で法人の長の任期が終了する法人に対して実施する、それまでの目標期間における業務の実績に関する評価（中間評価、国立研究開発法人のみ）
- ③中（長）期目標の最終年度である法人に対して実施する、次の目標期間に向けた業務・組織見直しや次期目標策定のための評価（見込評価）
- ④中（長）期目標が前年度に終了した法人に対して実施する、前年度に実施した見込評価を踏まえた評価（期間実績評価）



また、見込評価を実施した法人に対しては、当該評価等を踏まえて、次期中期目標において取り組むべき「業務及び組織の全般に関する見直し内容」を決定します。この見直し内容を基に翌年度からの中（長）期目標を決定し、法人に指示するとともに、目標に基づき法人が作成した中（長）期計画を認可しています。

図表 2-14-3 令和元年度に実施した文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価結果

◆平成30年度における業務の実績に関する評価結果

(中期目標管理法)

法人名	総合評定
国立特別支援教育総合研究所	B
大学入試センター	B
国立青少年教育振興機構	A
国立女性教育会館	B
国立科学博物館	A
国立美術館	B
国立文化財機構	B
教職員支援機構	A
日本学術振興会	A
日本スポーツ振興センター	B
日本芸術文化振興会	B
日本学生支援機構	B
国立高等専門学校機構	B
大学改革支援・学位授与機構	B
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	B

(国立研究開発法人)

法人名	総合評定
物質・材料研究機構	A
防災科学技術研究所	A
量子科学技術研究開発機構	A
科学技術振興機構	A
理化学研究所	A
宇宙航空研究開発機構	A
海洋研究開発機構	A
日本原子力研究開発機構	B
日本医療研究開発機構	A

※評定は、記述及びS, A, B, C, Dの5段階の評語を付すことにより行う。各年度における業務実績と評定区分の関係は、中期目標管理法は以下の評定区分1、国立研究開発法人は以下の評定区分3のとおりである。

◆法人の長の任期終了に伴い中長期目標の途中に行う評価(中間評価)結果

(国立研究開発法人)

法人名	総合評定
日本原子力研究開発機構	B

※評定は、記述及びS, A, B, C, Dの5段階の評語を付すことにより行う。目標期間における業務実績と評定区分の関係は以下の評定区分3のとおりである。

◆目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果

(国立研究開発法人)

法人名	総合評定
日本医療研究開発機構	A

※評定は、記述及びS, A, B, C, Dの5段階の評語を付すことにより行う。目標期間における業務実績と評定区分の関係は以下の評定区分3のとおりである。

◆目標期間における業務の実績に関する評価結果

(中期目標管理法)

法人名	総合評定
日本学生支援機構	B
国立高等専門学校機構	B
大学改革支援・学位授与機構	B

(国立研究開発法人)

法人名	総合評定
海洋研究開発機構	A

※評定は、記述及びS, A, B, C, Dの5段階の評語を付すことにより行う。目標期間における業務実績と評定区分の関係は中期目標管理法では以下の評定区分2、国立研究開発法人では以下の評定区分3のとおりである。

(評定区分1)

- S: 中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成しているとして認められる。
- C: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(評定区分2)

- S: 中期目標管理法の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 中期目標管理法の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B: 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成しているとして認められている。
- C: 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D: 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(評定区分3)

- S: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。